

# 時代の正体

歴史と向き合う

ラムザイヤー論文の「慰安婦」論について、まず契約論の問題を指摘したい。

一「慰安婦」は、芸妓契約や「慰安婦」契約を論じているが、一点の契約書も提示していない。これで論ずることができるのか。

二「慰安婦」は、公娼制度と同様に業者と女性が契約したとしたが、実際は女性が契約主体ではなかった。親権を持つ親族と業者が、紹介業者を介して契約するのが一般的で、親族側の立場は大変弱かった。遊郭等で性売買をさせられていた女性、抱え主(楼主)が業者との交渉に深く関わった。

三「慰安婦」は、「慰安婦」に関わる契約は市民社会の通常の契約ではなく、女性の奴隷的な拘束をもたらし犯罪的な人身売買契約だった、ということだ。論文は、こうした点も無視し、非常に大きな問題がある。

そもそも朝鮮や中国、インドネシアなどで多くの女性が、契約なく「慰安婦」とされたのだ。

法的に見れば、日本政府は戦前戦中に人身売買を仲介する芸妓、娼婦、紹介業者を公認し、1933年に国際連盟の委員会が問題と指定したが、対処しなかった。38年、日中戦争を契機に政府は民間の職業紹介業者を禁止したが、芸妓娼婦紹介業者は除いた。「慰安婦」募集が始まっていたためだ。

もう一つ、女性・児童の人身取引を禁ずる国際条約を日本政府は批准していた。性売買を目的とする21歳未満の女性と、詐欺、暴行、脅迫などによる成年女性の国外移

## 米教授「慰安婦」論文が波紋(上)

日本軍「慰安婦」制度を巡り、米ハーバード大と契約した「売春婦」だとして日本国家の責任をジョン・マーク・ラムザイヤー教授による論文が波紋を広げている。学術誌のオンライン版に掲載した論文「大東洋戦争における性行為契約とゲーム理論を持ち出し「慰安婦」は自発的に業者

送を禁止する義務が生じたが、日本政府は植民地には適用しない差別的取り扱いをした。

こうした理解の上で論文を見ること、まず気付くのは38年2月23日の内務省警保局長に関する通牒「支那渡航婦女の取扱に関する件」についての問題だ。ラムザイヤー氏は、女性が性売買に同意していることを保証するため、自ら警察に申請しなければ渡航証明書を発給しないよう指示したと、これを肯定的に評価した。

だが実際は、条件付きで「慰安婦」移送に海外移送目的の人身売買罪を適用しないようにした通牒だった。そして植民地と同様の通牒は出さず、未成年者や売春の前歴がない女性も「慰安婦」にした。同通牒には、軍による許可がない業者による徴募や、軍の関わりについて事実を述べた者は、いずれも取り締まれとも記された。

また論文は、同時期の陸軍省副官通牒を無視した。「慰安婦」の募集業者は軍が選定するところや、日本や朝鮮、台湾では憲兵、警察と連携して募集するよう記した。

送を禁止する義務が生じたが、日本政府は植民地には適用しない差別的取り扱いをした。

## 中央大名譽教授 吉見 義明氏

# 人権侵害無視した立論

### ■ラムザイヤー論文要旨■

- 女性たちは売春宿の主人と交渉し、利害が一致したため、①多額の前払い金を支払った最長契約期間が1~2年②十分な収入を得れば早く退職可能③との契約を結んだ。
- 女性と慰安所の契約の仕組みは、日本の公娼制度と同様。公娼制度では、売春婦らは雇用主に不満があれば逃げたり訴訟を起こせた。本人の意思に反して売春業に従事するのは親に売られた場合に限られた。
- 詐欺などの方法で強制的に売春させられた例もあったが、日本軍や軍慰安所専門業者によらず、現地の朝鮮人業者によって引き起こされた。日本政府や朝鮮総督府が強要したのではなく、日本軍が不正な募集業者と協力していない。
- 戦時中に慰安婦動員は激化したと一般論に言われるが逆で、物資不足の中、朝鮮人は女性を含め、徴兵された日本人の穴を埋めるため工場等に動員された。

要するに、契約が人権侵害であることと徴募は軍政府が主導したこととを論文は無視したことになる。

さらにラムザイヤー氏は、朝鮮で業者による誘拐があったとして、軍や総督府の責任を不問に付した。だが、募集で誘拐が行われれば、見逃した憲兵警察に責任がある。誘拐女性に渡航証明書を朝鮮の警察が発給すれば、総督府の責任。その女性を戦地に移送し軍の慰安所に入れば、軍の責任であるのとは明らかだ。

ラムザイヤー論文には、主張を裏付ける証拠が提示されなかったり、挙げられた証拠が逆のことを語ったりする事例が複数存在する。つくり上げた物語もある。破綻しており、学術論文として認め難いと言っほかない。

そして、料理屋などに拘束された娼婦と同様、「慰安婦」が性奴隷制度の被害者だった、という重大な人権侵害の問題を無視して立論した点が致命的。契約があったとしても、人身売買契約や、女性を性奴隷制度の中に拘束する契約だったと申し上げた。

## 立教大教授 小野沢 あかね氏

# 文献資料の扱い不相当

ラムザイヤー氏の論じた「娼妓契約」を検証する。大きく三つの問題がある。

一つは、娼妓契約は事実上の人身売買だったと先行研究で明らかだが、根拠なく女性と業者の思惑の一致で結ばれた契約、と言っている点だ。業者や娼妓親の間の近代日本での強い権力関係が無視されている。

二番目が、これも資料的根拠なく日本の公娼制度と「慰安婦」制度が同じであるように言っている。関係は深いと同じではない。ともに性奴隷制度だが、「慰安婦」制度は日本軍が主体という大きな特徴がある。

三番目が、学術論文としての要件を満たしていないことだ。自説を展開する際、文献資料から都合がよい部分だけを恣意的に使用し、不都合な部分は無視している。資料的根拠のない主張もある。学術論文として、してはいけないことだ。

近代日本の娼妓は、18歳以上の女性が許可され従事。契約では娼妓の楼主と、本人とともに両親、あるいは近しい親権者が連帯保証人となり契約を結んだ。事実上の契約主体は親たちだ。年季を定め、多額な前借金を受け取り、返済するが年季期間満了まで事実上、雇業の自由がなかった。

扱代金(客との性行為で支払われる代金)の半分から4分の3程度は楼主の取り分、娼妓の所得は残り。その中から借金を返済するため返済は大変困難で、長く勤めることになった。このため、人身売買であり女性・児童売買禁止条約(日本も批准)に違反したと主張し、民法違反だとも指摘した。

ラムザイヤー氏は娼妓契約について、契約書そのものは一つも示さず記した。引用文献を確

認すると、娼妓の自由を奪う契約書も記されていたが、それは論文で触れなかった。

さらに、論文は楼主が娼妓に縛り付けていたことを否定する狙いで1925年の東京の年(この娼妓の人数を引用した)21、27歳の数字を記し、年齢経るにつれ減った印象を与え、引用元には28歳以上、21歳未満の人数も書かれていた。実際は40歳以上の娼妓も多かつ上、20歳以下の女性も最多で女性自らが契約の主体だったわけではないとも類推された。

娼妓が短期間で辞められた根拠として、稼業年数として引用したデータも、引用元では「同一妓楼に勤める」年数にすぎなかった。

このように娼妓契約を論じ、「慰安婦」もそうだったと言っている。だが文献の重要な部分やデータ、ただし書きを無視したり、適当に消去している。テーマによらず、こうした立論は学術論文にふさわしくない。

ラムザイヤー氏の説にはまったく別の意味で、公娼制度と日本軍「慰安婦」制度は関係していただろう。既存の人身売買業者が、戦時に軍の指示で女性を徴集した事実は知られる。「慰安婦」にさせられた日本の娼妓や芸妓、酌婦もいて、借金が返せず、そこから活路を見いださざるを得ない状況があった。ただ公娼とは関係がなかった女性も、業者の詐欺や人身売買で徴集されたのだ。

「慰安婦」問題と公娼制度の関係を探れば、近代日本がいかにひどい女性差別を抱えていた社会だったか浮かび上がる。だから「慰安婦」は公娼で、被害者ではない、という論法は通じない。こうした主張をする人たちは、低い人権意識を持つと言わざるを得ない。

ラムザイヤー氏は娼妓契約について、契約書そのものは一つも示さず記した。引用文献を確